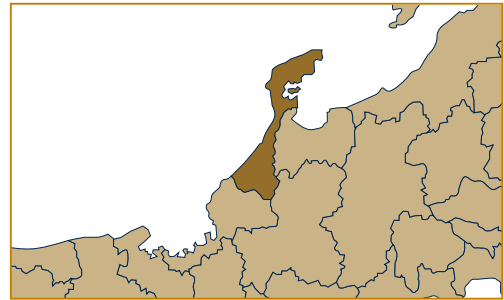


石川県

健康福祉部長寿社会課

浅井 公美子

（福祉局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

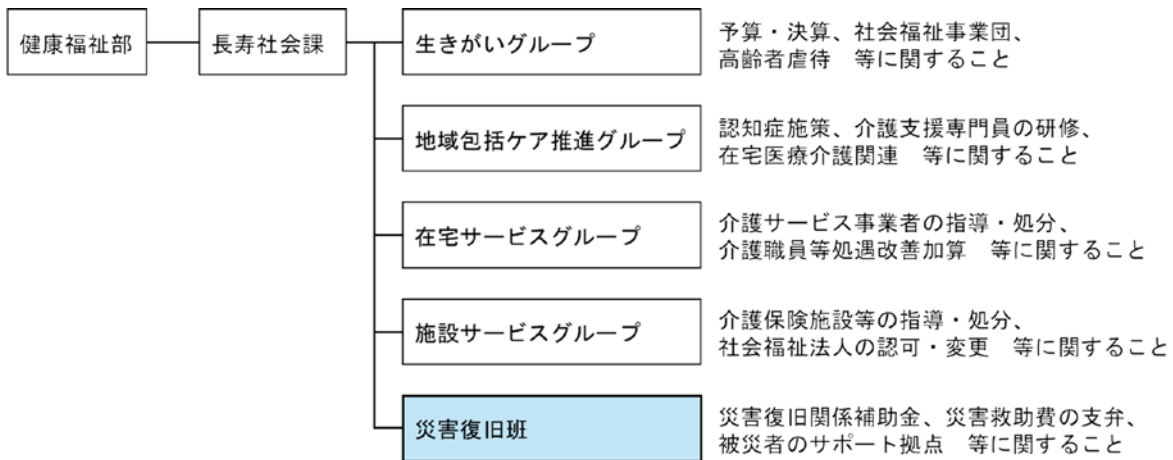


派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

健康福祉部は、福祉及び保健医療を担う組織であり、その中の長寿社会課は、介護保険や老人福祉といった高齢者施策を所管しています。

全5グループの約40名で構成されており、従前から設置されている4グループは、予算・決算等を所管する「生きがいグループ」、認知症施策や在宅介護医療等を所管する「地域包括ケア推進グループ」、介護サービス事業者等を所管する「在宅サービスグループ」、介護保険施設等を所管する「施設サービスグループ」です。

令和6年能登半島地震後に新設された「災害復旧班」に私は所属しており、被災施設の復旧費の補助を主に所管しています。なお、令和6年度まで設置されていた「避難所運営班」は業務縮小に伴い、廃止されました。



※ 他県・都派遣職員 5名（災害復旧班に所属）

令和7年4月1日時点

派遣当初の状況

震災から1年3か月が経過した派遣当初、石川県庁が所在する金沢市は、もともと被害が少なく、道路や歩道に地震による損傷が残る箇所を時折見かける程度でした。

一方、被害の大きい能登地方は、依然として復旧途上であり、震災の爪痕が顕著に残っていました。例えば、金沢と能登地方を結ぶ自動車専用道路「のと里山海道」は全面開通していたものの、常にどこかの区間で工事が行われており、道路の揺れが激しい箇所も見受けられました。街中には応急仮設住宅が建ち並び（9,390世帯が入居中（令和7年7月1日時点）、道の駅や飲食店のトイレが仮設のままの場所もありました。

復旧工事が道半ばの状況は、私が担当する高齢者施設においても例外ではなく、給排水設備など運営に必要な最低限の修繕にしか着手できず、内装や外構は震災時の被害がそのまま残っている施設も多くありました。



【電柱が傾いたままの状態（令和7年11月輪島市）】



【施設の駐車場出入口は修繕未着手（令和7年6月七尾市）】

派遣者自身が担当した業務概要

○社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

地震及び豪雨などで被災した高齢者施設は、建物及び設備の復旧に要する経費について一部補助を受けることができます。施設事業者が補助を受けるには、国（東海北陸厚生局・北陸財務局）による査定を施設又は県庁で受ける必要があり、そのために事業者と調整し、協議資料を整えることが主な業務です。具体的には、復旧費用の妥当性を示す写真等の根拠資料の整合性を確認し、不備がある場合は追加・修正依頼を繰り返し行います。

国とは、協議資料に対する事前質問への対応、査定日程の調整、困難事案に関する問合せ等を行います。

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

概要	社会福祉法人等が整備した施設が災害により被害を受けた場合、施設・設備の復旧工事の経費の一部を補助
対象の災害	・令和6年能登半島地震 ・令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨 等
対象施設	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など
補助率	最大5/6（国4/5、県1/5）

○上記の補助金申請及び交付事務のマニュアル作成

本補助金は、全国で大規模災害が発生するたびに適用される制度であり、今回の地震及び豪雨に限定されるものではありません。石川県においても、能登半島地震以前から地震や豪雨災害の際に同じ補助金を申請しています。

能登半島地震の被害は過去の災害より深刻であり、申請事業者数も多く申請額も大きいため、多くの査定結果や国との協議内容が蓄積され、課題整理を通じて知見を得ることができました。これらを基に、手順や留意点をマニュアル化し、事業者への案内を分かりやすく改善することで、今後の災害対応において、石川県のみならず他県や都においても参考となる資料を目指して作成しています。

第2部 職員派遣 事務系職員（令和6年能登半島地震等）

高齢者福祉等



【机上査定：県庁にてオンライン上で国からの質疑に応答】



【高齢者施設の被害状況を視察（筆者は左写真）】



業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

○補助金の申請に必要な資料を揃えること

申請には、地震による被害を確認できる写真や図面が必要です。修繕箇所が数百か所に及ぶ場合、その箇所ごとの写真が求められますが、発災当初の応急修繕時に撮影されていないケースも少なくありません。被災規模が大きい施設ほど、必要な資料の種類や分量が増加する一方で、不足資料が散見されました。

また、修繕見積書を作成した工業者が繁忙であることから、資料準備に十分な協力を得られない事業者もありました。申請内容については、国が理解しやすい構成にする必要がある一方、国への資料提出期限が迫る中での対応を求められました。代替資料の検討を行い、被害を証明できる資料の有無を事業者とよく協議しながら、査定に耐えうる資料の整備に努めました。

○課題整理

本補助金は修繕による原形復旧が原則であり、建替えは例外的に認められます。全壊や半壊により移転を伴う建替えが必要な施設もあり、復旧金額が大きいだけでなく工期も長期に及ぶため、その合理性を示す資料が求められます。

事例が少ない中で、施設特有の事情や復旧方針を踏まえた上で、建替えの合理的理由に加え、補助対象外となる可能性がある事項を整理する必要がありました。施設事業者からの質問も多く、県で回答できない場合は国へ照会も行い、事業者及び国との調整を重ねながら課題抽出・整理をすることに努めました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

最大で5/6が補助されるとはいえ、1/6は事業者の自己負担となるため、被害が大きいほど事業者の経済的負担は甚大です。私が担当した修繕の案件は数百万円から数千万円の申請額でしたが、建替えはさらに高額となります。査定額が申請額に近い結果となった際には、安堵するとともに、少しでも復旧のお手伝いできて良かったと思えます。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

○情報共有の方法

石川県では、情報共有には主にチャットを活用しており、課内や担当内だけでなく、事業や案件単位で様々なグループチャットを作成しています。部（都における局に相当）を超えた情報共有も円滑

かつ活発になされており、限られた人員で迅速に課題を解決していく必要がある中、有効な方法であると学びました。

○現場を直接見ること

月に1回程度、事業者との打合せのために施設を訪問しますが、現場で初めて把握できる情報が多くありました。例えば、「工事業者が繁忙のため修繕の見積書が取得できない」「施設入居者数が震災前の水準に戻らない」「家を失った職員が退職し、人員不足で事業を縮小せざるを得ない」というものです。こうした状況を直接確認することで、地域の福祉を支える事業者が厳しい立場に置かれていることをより理解した上で業務に当たることができました。

今後どの部署に配属されても、活発なコミュニケーションや現場確認の重要性を意識して業務に取り組みたいと思います。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

私は健康福祉部長寿社会課に所属し、高齢者施設の復旧を担当していますが、部内には子供、障害者、医療関係の部署もあり、同様の補助金を活用しています。事業者によっては、複数の課が所管する事業を運営している場合があり、課を超えた連携が必要となることも少なくありませんでした。

仮に東京都で大規模災害が発生した場合、各局が所管する補助金や支援策に申請する事業者等は相当数に上がることが想定されます。こうした東京都の事情を踏まえ、組織規模や業務類似性を考慮し、災害復旧に係る専任組織を局又は部に設置することは検討しても良いかと思いました。

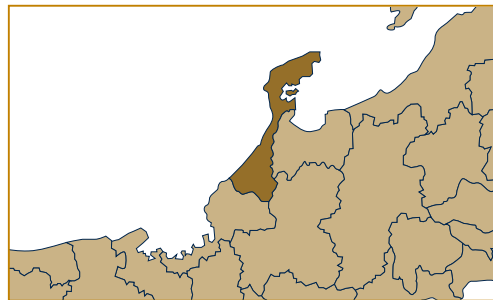
最後になりましたが、派遣に際し関係してくださった石川県の皆様、東京都の皆様にこの場をお借りして御礼申し上げます。

石川県

生活環境部資源循環推進課

西川 正泰（環境局）

鈴木 雅斗（水道局）



西川 正泰（環境局／派遣期間：令和7年2月1日～令和7年3月31日）

派遣者自身が担当した業務概要

私は、災害廃棄物の公費解体の広域処理に関与していた。広域処理とは、災害廃棄物の処理が自市町で困難な場合、目標処理期間内での処理完了に向け、県外での広域処理を推進するものである。広域処理の主体は、市町、石川県、環境省、石川県構造物解体協会及び石川県産業資源循環協会であり、市町が構造物解体協会と協働し、被災・罹災した建物の公費解体を進め、産業資源循環協会が解体廃棄物について、仮置場の運用・管理及び仮置場からの海上・陸上輸送調整を行い、環境省が産業資源循環協会と協働し、金沢湊仮置場からの解体廃棄物のトラック・鉄道輸送の調整を行っていた。

広域処理先には、東京都など関東圏や中部・近畿地区等があり、東京都は、鉄道貨物輸送により災害廃棄物の受け入れを行っている。私は、主に東京都との窓口対応や月間の見込み量の提示などを行いつつ、環境省とも連携して災害廃棄物を東京都へ発送する調整をしていた。また、関係者間で情報共有する県工程管理会議や輪島市工程管理会議に参加していた。

3月末には、4月に離任する環境省（JESCO所属）職員から、陸上輸送を行っている中部・近畿地区の個別搬入先（清掃工場）との調整業務を石川県職員とともに引き継いだ。

【参考情報（執筆当時）】

公費解体全体状況

- ・公費解体の申込みは、市町により締切相違

穴水町：令和7年3月末

輪島市：令和7年5月末

珠洲市：令和7年6月末

- ・各市町とも締切後の申請も、対応考慮とのこと

- ・2月は、厳冬期により申し込み件数自体が減となるも、3月は駆け込み需要増にて、最終的には、計画通りとなるかが今後の焦点

- ・令和6年能登半島地震に係る石川県災害廃棄物処理実行計画公費解体加速化プラン（令和7年1月31日改定）では、解体見込み棟数34,839棟、発生災害廃棄物（累計）約400万トン。

- ・解体進捗は、市町により相違があり、全体で進捗45%程度と記憶する（七尾市など遅れる）。

- ・解体棟数のピークは12月頃であり、2月・3月は、解体棟数減で計画されていた。

- ・解体班数（4名1班）は、3月で約1,000班と思われる。

輪島市などは、解体に着手しやすい案件はほぼ終了。申請はされたが、所有者事情により解体に至っていないケースも増えてきている。

- ・班数については、4月以降増やしてはいたが、同時に解体終了目途が令和7年10月末であることで、漸次班数を減らしていく必要もあり、県解体協会は、今後難しい舵取りを迫られている。

派遣当初の状況

私の派遣開始時期と重なった令和7年2月第一週に、派遣先の所属では、災害廃棄物処理事業等の補助金業務のピークである災害査定が行われていたため、私は現場査定に立ち会えなかった。災害査定とは、環境省、県、補償コンサルにて、1件ごと、申請被災、罹災案件を確認するものである。

なお、現場訪問については、2月は厳冬期につき、訪問したのは輪島市のみであり、3月は輪島市の公費解体の災害廃棄物の仮置場である輪島市ソフトボール場、珠洲市ジャンボリー跡地に訪問予定であったが、予定が重なり訪問できなかった。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

3月は時期的に期末に当たり、所属部署は、環境省との災害査定額の確定について、環境省が申請額を保留としており、保留解除が解かれていない状況の中、金額確定作業に関する市町と環境省との調整が最後まで続いていた。私自身は直接関わりのある業務では無かったが、月末ぎりぎりまで保留が解除されておらず、緊迫した状況であった。関連で、県職員より市町に対して「365日24時間対応しますので、いつでも連絡ください」という対応を取っていた。

業者からのクレームや問合せ対応も多く行っており、内容としては「元請けより下請け代金が支払われない」や「宿泊費の補助がどうすれば出るのか」などについてであり、事実確認をしつつお答えの仕方が分かるのに時間を要した。

鈴木 雅斗（水道局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

◆派遣先部署の担当事務

資源循環推進課の石川県組織規則上の分掌事務は、次のとおりです。

- 1 廃棄物対策の総合的な企画及び調整に関すること。
- 2 一般廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- 3 ごみ固形燃料化（RDF）専焼炉の運営指導に関すること。
- 4 産業廃棄物の適正処理の推進に関すること。
- 5 産業廃棄物不適正処理防止対策に関すること。
- 6 産業廃棄物処理施設整備資金に関すること。
- 7 循環型社会形成の推進に関すること。
- 8 海岸漂着物等の処理等の推進に関すること。

石川県の廃棄物行政全般を担っています。令和6年1月以降は、令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨に伴う石川県内の公費解体を含む災害廃棄物処理に関する支援業務全般も行っています。

◆組織体制

資源循環推進課は44名（保健福祉センターなど県庁以外で勤務する職員を含む）で、企画管理グループ、資源循環グループ、審査グループ、指導グループの4グループで構成されます。災害廃棄物処理支援チームは、グループ横断型のプロジェクトチームで、県庁（資源循環推進課）勤務は石川県職員9名、他自治体からの中長期派遣職員5名（東京都1名、神奈川県2名、奈良県1名、香川県1名）、計14名で構成されます。チームのうち、6名が化学職（都の環境検査職に相当）で、技術色の強い組織です。

また、災害廃棄物処理支援チームには、県庁勤務のほか、現地班として、能登の被災市町に駐在する職員6名（輪島市2名、珠洲市2名、能登町1名、志賀町1名）もいます。



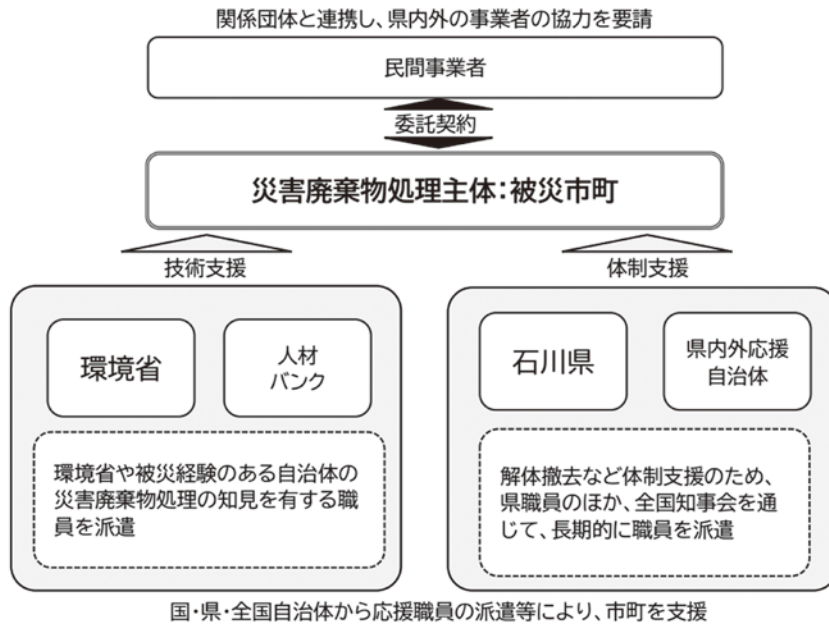
【石川県リサイクルシンボルマーク】
「もっかいくん」

◆公費解体・災害廃棄物処理

災害廃棄物とは災害によって生じた廃棄物のことで、多くを占めるのは損壊した建物です。放置すると生活環境の悪化、火災発生、通行の妨げ、ひいては復興の遅れにつながります。そのため、被災建物を所有者に代わって公費で解体・撤去し（公費解体）、災害廃棄物を処理することが、地域の復興で重要な役割を果たします。

石川県では「令和6年能登半島地震に係る石川県災害廃棄物処理実行計画」を策定し、被災建物の公費解体を含む災害廃棄物処理の進捗管理や調整業務を行っています。災害廃棄物は、一般廃棄物にあたるため被災市町に処理責任がありますが、一度に膨大な量が発生し、普段扱わない特殊な品目

もあるため、単独での処理が困難です。今回の地震・豪雨被害に対しては次図のと通りの体制を組み、事業の実施主体は市町としつつ、石川県が市町へのフォローを行っています。



令和7年10月末時点で、解体申請棟数は44,146棟、解体完了棟数は40,056棟、解体率（大規模建物などの別管理建物1,984棟を除く）は、県内全体で95%となりました。令和7年10月までの公費解体完了を目標としてきたところですが、概ね完了とすることができました。

なお、修繕・利活用を検討している建物や別管理建物については、令和7年10月までの解体完了目標にかかわらず、できる限り柔軟に解体を進める対応をしています。

派遣当初の状況

私が派遣された令和7年4月1日時点は、金沢市内に地震の爪痕はそこまで見られませんでした。石川県庁舎は無事でしたし、普段の生活で倒壊した建物を見ることはありません。道路は、ひび割れをアスファルトで応急処置された状態をよく見かけましたが、通行には支障ありませんでした。

一方で、能登では大分様相が異なっていました。初めての能登出張時、輪島朝市跡は解体が終わっていましたが、道中には倒壊した建物、崩壊した斜面、流木を多く見かけました。道路はまだ通行できない箇所もあり、通行可能でも道路に残るうねりから、走行時に揺れを多く感じました。



【地震により倒壊した家屋】

派遣先業務に関しては、石川県内で約2万棟の解体、約160万tの廃棄物処理が完了したところでした。全体的な解体見込棟数が約4万5千棟、災害廃棄物発生推計量が約420万tで（令和7年7月時点）、

公費解体等

赴任当時、半分弱が終了した時期と言えます。解体が軌道に乗り始め、その流れを止めないよう石川県職員の方々は慌ただしくされており、自身も赴任早々の早急な事務が必要だと実感しました。

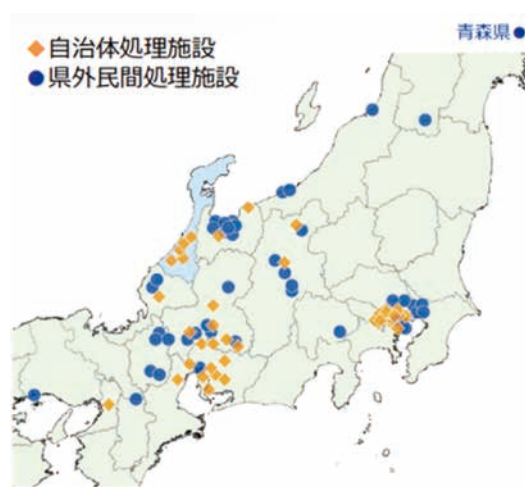
なお、そのほかの派遣先所管業務である、し尿・生活ごみ処理の停滞については、私の赴任時には概ね解消されていました。

派遣者自身が担当した業務概要

一般廃棄物は区域内処理が原則ですが、災害廃棄物においては発生量が膨大になるなど区域内だけでは対応困難です。その際、県内外の自治体・民間処理施設に処分の協力を依頼し、円滑かつ迅速な災害廃棄物の処理を進めることとなります（広域処理）。広域処理に係る調整は石川県で実施しており、私の主な担当業務の一つです。



【広域処理のイメージ】



【処理施設位置図（県内民間施設を除く）】

関東圏の処理施設（自治体・民間処理施設）には、能登被災市町からの災害廃棄物を一時的に金沢湊積替場（金沢市内に設けた積替場所）で積み替え、鉄道貨物輸送で搬出・処分委託をしていました。その関東圏の窓口・とりまとめを一括して行っていたのが、東京都環境局資源循環推進部計画課です。私は石川県側の窓口として環境局と搬出量などを調整し、円滑な災害廃棄物の処理に努めました。

中部・近畿圏の自治体処理施設にも、同様に金沢湊積替場で積み替え、陸上輸送（車両）で災害廃棄物を搬出・処分委託していました。こちらも、私は石川県側の担当としてそれぞれの処理施設を所管する自治体・事務組合と搬出入に係る調整を行いました。



【金沢湊積替場視察時の様子】

また、災害廃棄物を区域外で処理する場合、排出する自治体とその処理施設の所在する自治体とで

法律に基づく区域外処理に係る行政間の事前協議が必要です。私の赴任直後は、公費解体に伴う災害廃棄物の発生量が増加し、各市町の仮置場（災害廃棄物の一時集積所）の容量がひっ迫しかねない状態でした。新たな県外民間処理施設への搬出を拡大するため、県の立場で被災市町分をとりまとめ、搬出先の自治体と協議を行い、円滑な搬出につなげました。

上記のほか、担当市町（金沢市・珠洲市）の災害等廃棄物処理事業費補助金の変更協議、各種調査対応、石川県環境白書の特集の執筆、「あつまらんけ〜のと」（能登市町から避難生活している方々への相談会）での相談対応など、多岐にわたる業務に従事しました。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

派遣先の業務で苦労したのは、幅広く専門的な知識を早急に身に着ける必要があることでした。赴任当初に出席した会議ではわからないこともあり、ついていくのに精一杯だったことを覚えています。異動に伴い業務内容が大きく変わるのは地方公務員の常ですが、本事業は特に広い領域の知見が必要であることが特徴です。根底となる廃棄物処理法自体が専門的かつ難解ですし、災害廃棄物に関しては平時の廃棄物行政とは異なる事項も踏まえる必要があります。解体に携わるので、廃棄物だけでなく、建設業、石綿（性質・法規制等）に関する知見も重要です。公費解体については、市町が所有者に代わって解体することから、所有権に関する民法上の規定などへの理解も求められます。赴任後すぐに関連資料を読み込み、疑問点は周囲の石川県職員にも聞きつつ、積極的な現場視察の同行、外部研修に参加することで、早急なインプットに努めました。これは、私だけではなく他自治体派遣者も同様に苦戦している様子が見られました。得られた知識は派遣者間で共有するなど、石川県職員に負担をかけずに組織力を向上できるよう配慮しました。



【県工程管理会議の様子】
（筆者：奥の右から2番目）

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

特に印象的だったのは、令和7年8月6日から低気圧と前線による大雨です。石川県内の各地で浸水や道路崩壊などの被害をもたらし、金沢市では災害救助法が適用されました。派遣先業務に関しては、町野高校跡の仮置場や金沢湊積替場などが浸水するなど、公費解体・災害廃棄物処理の進捗に影響を及ぼしました。私は大雨の時は金沢市内の住居にいましたが、けたたましい音が覚めたほどです。翌日以降は手分けして早急な被害状況の把握につとめ、休日まで業務に従事する



【浸水した金沢湊積替場】

公費解体等

方がいるなど、リアルタイムの災害対応を目の当たりにしました。石川県では、令和7年8月の大雨や令和6年奥能登豪雨だけでなく、令和4年の南加賀大雨災害など、水害が相次いでいます。令和7年は八丈島でも台風22号、23号の被害がありましたが、身をもって近年の水害の頻発を体験しました。

また、担当した広域処理（鉄道貨物輸送・陸上輸送（車両））での搬出が令和7年9月末に終了したことも、印象的な出来事でした。広域処理を行っている間は大小の様々なトラブルがあり、前述の大雨でも金沢湊積替場が一時、浸水しました。それでも、公費解体・災害廃棄物の処理が進み、諸トラブルも解消した結果、無事広域処理の役割を終えることとなりました。円滑に収束でき、安堵感を覚えました。

広域処理は、全国各地の処理施設のご協力のもと、進めることができました。早く引き受けてくださった多くのご関係者の皆様には、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

被災地支援業務に限りませんが、東京都から離れて異なる組織で働くことは良い刺激になりました。私は新卒入都後、全て水道局の配属で、赴任前は他局との関わりすら殆どありませんでした。赴任後は、石川県職員、他自治体派遣職員（都の他局派遣者含む）、被災地支援の総務局、災害廃棄物受入の環境局の職員を含め、様々な方々と関わる機会を得られました。同じ自治体であっても、組織や局が変わると風土や制度等が異なり、様々な気づきを得ることができます。例えば、派遣先部署は管理職相手でも「さん」付けで、上下で相談しやすいオープン＆フラットな風土が醸成されています。こういった取組は都でもシン・トセイにて推進していますが、より派遣先では進んでいるように感じました。都を客観的に振り返る良い機会になり、今後のキャリアや都での業務のあり方などに生かしていきたいです。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

石川県の地震・水害の経験は、都での発災時に参考にすべきことが多くあります。災害廃棄物の一時集積所である仮置場は、数量調整の緩衝役として円滑に事業を進める重要な役割を果たします。一部の仮置場は、被災市町で発災前に計画していたものの、被災後に道路がふさがれたため実際には使用できないなどの事態が発生しました。石川県より人口密度の高い都では仮置場の選択肢も限られますが、不測の事態が発生することも考慮した備えが必要かと考えられます。

上記は一例ですが、石川県での好事例・反省点は、都においても非常に有益な情報になると考えます。そのため、赴任期間終了までに石川県での経験をまとめ、都の担当部署に共有することで、都の発災時の対応に役立てたいと思います。

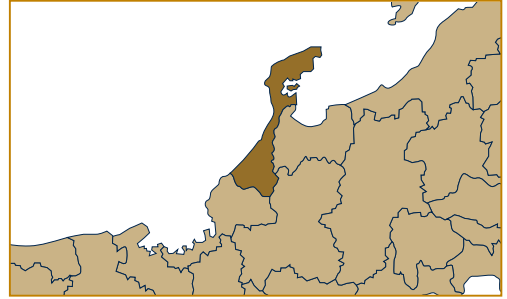
また、仮に都内で被災した場合にも、広域処理など災害廃棄物処理の実務に携わった業務経験を活用できると考えます。

石川県

生活環境部女性活躍・県民協働課

岩佐 豪

（建設局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

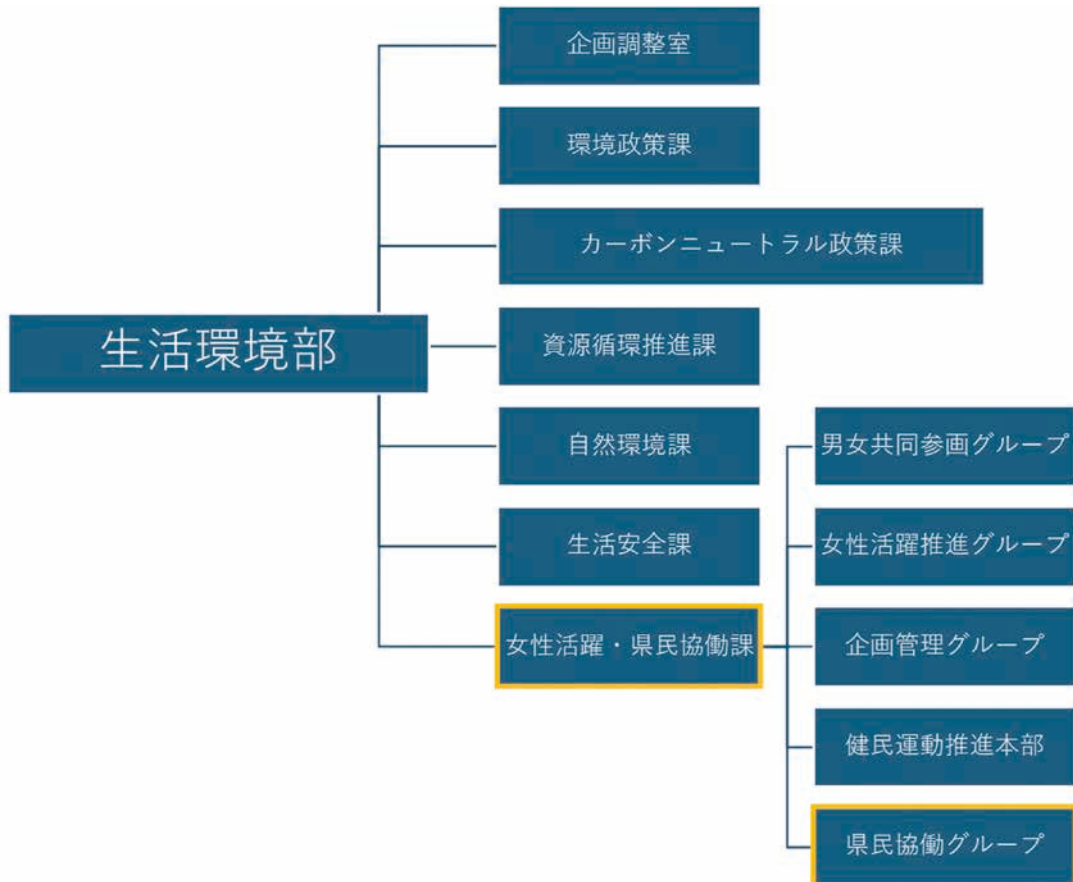


派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

石川県生活環境部女性活躍・県民協働課は、女性活躍推進グループ、男女協働参画グループ、健民運動推進本部、県民協働グループ、企画管理グループの5グループで構成されており、計33名の部署です。

私の所属する県民協働グループにおいては、石川県災害対策ボランティア本部や、石川県県民ボランティアセンターを兼ねており、被災市町のボランティアセンターの活動ニーズを集約し、それに対応する災害ボランティアの募集・派遣、ボランティアバスの手配、資機材の調達、石川県内学生を対象とした災害ボランティア活動の企画等を行っています。

グループの規模は、課参事兼課長補佐1名、石川県職員5名、臨時職員1名、他の都県からの応援職員3名（私のほかは、神奈川県および愛知県）でした。



第2部 職員派遣 事務系職員（令和6年能登半島地震等）

災害ボランティアの派遣等

派遣当初の状況

私が着任した令和7年4月1日は、能登半島地震から1年3カ月、奥能登豪雨から約半年が経過した頃でした。私が勤務する石川県庁本庁舎は金沢市内にあり、周辺道路や歩道に多少のひび割れや隆起が残るものの、大きな被害の痕跡はありませんでした。しかし、輪島市や珠洲市へ出張で赴くと、崩れてしまった家屋や、土砂崩れ・地すべりにより山肌が剥き出しになっている箇所がまだ多く見られ、改めて被害の甚大さを実感しました。

生活面では、赴任直前の3月末の東京では最高気温が25℃にもなるぽかぽか陽気だったのが、金沢到着日は最高気温約10℃のまだ春とは言い難い肌寒さで、冬の防寒着が必要でした（天気は良かったです！）。環境の変化も相まって、着任早々にガッツリ週間ほど風邪を引いてしまったことを覚えています。



【赴任初日の金沢駅東口鼓門】
（ついに来たんだ!と身が引き締まりました。）



【赴任初日の石川県庁】

派遣者自身が担当した業務概要

・石川県県民ボランティアセンターの事業（学生等災害ボランティアリーダー育成事業）の運営
主に、1泊2日の学生災害ボランティア活動の企画・運営を行いました。この事業は、石川県内の学生を対象として、県内での災害に迅速かつ柔軟に対応できるボランティアリーダーを育成し、地域防災力のさらなる向上を目的とするものです。

今年度実施した活動内容としては、輪島市内の側溝の泥出し・運搬作業や、仮設住宅横の公民館にて被災者の方々を対象にしたサロン活動を企画・運営しました。実施場所や活動受入先との調整、活動プログラムの設計、バスの発注、宿泊・食事等の手配など、準備は多岐にわたり、限られた期間の中で綿密な調整を要しました。

災害ボランティアの派遣等



【あいにくの雨の中での泥出し作業】



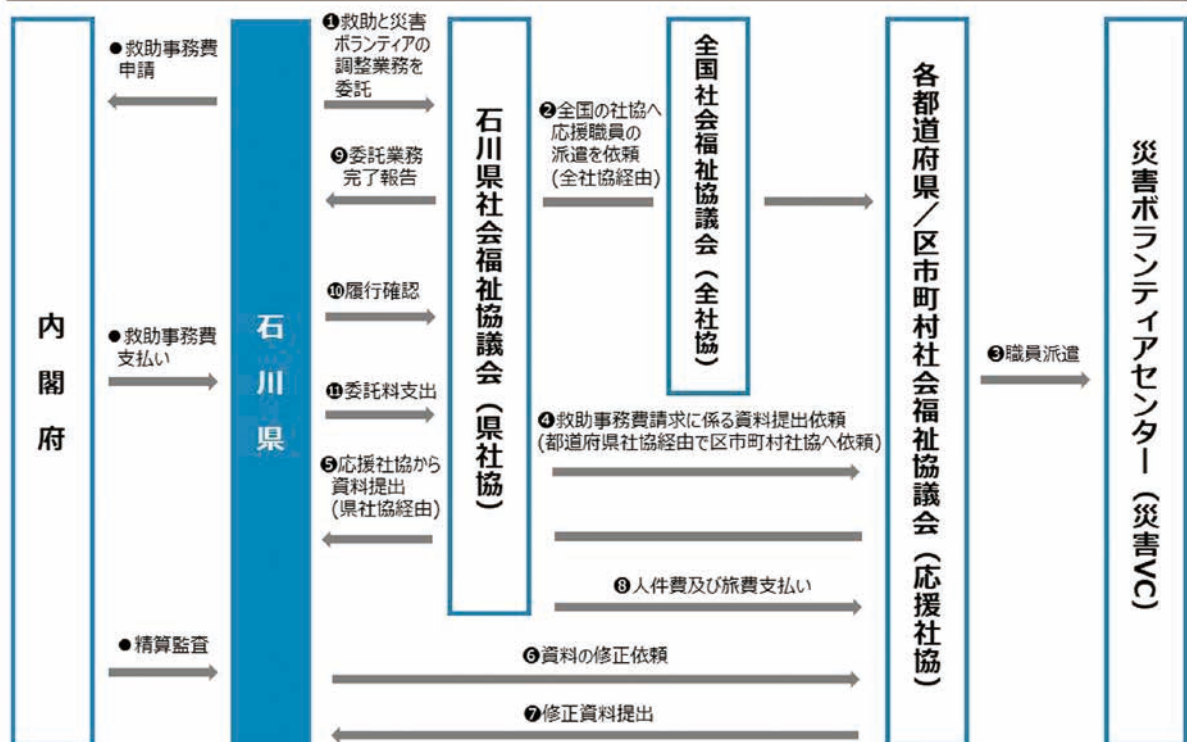
【金沢の和菓子や飲み物を提供するサロンカフェ活動】

・災害救助費（災害ボランティアセンターに係る費用）に関すること

発災後、被災地で災害ボランティアの受入れ等を行うため、被災した市町の社会福祉協議会が災害ボランティアセンター（以下災害VC）を設置しており、災害VCの運営に当たっては、全国の社会福祉協議会から職員を派遣してボランティアの調整（受入れ・活動調整等）を行っています。災害VCの運営に係る職員の派遣に伴って発生した人件費及び旅費については、災害救助法の国庫負担の対象とされているため、私は当該負担金の請求等に係る業務を担当しました。

内容としては、社会福祉協議会から提出された人件費や旅費に係る証憑資料の内容確認、修正依頼等や、8月～11月にかけて実施された内閣府による精算監査への対応を行いました。

救助事務費（災害ボランティアセンターに係る費用）支払いの流れ



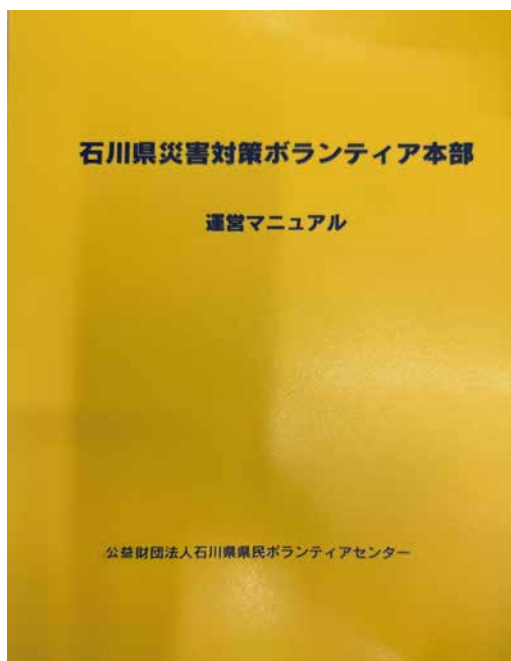
災害ボランティアの派遣等

- ・石川県災害対策ボランティア本部運営マニュアルの改訂

石川県では、災害発生時、被災地ではボランティアの受付や活動の割り振り等を調整する「災害対策ボランティア現地本部」、県では現地本部を支援する「石川県災害対策ボランティア本部」が設置され、ボランティア活動への支援が行われます。

過去の災害対応（平成19年能登半島地震、平成20年浅野川流域豪雨災害等）の経験を活かし、石川県内で災害が発生した際、ボランティアによる支援活動が円滑かつ効果的に行うことができるよう策定されたのが、「石川県災害対策ボランティア本部運営マニュアル」です。本部運営の一助として活用され、災害の規模や種類、発生した地域や時期、時間の経過による状況の変化などに柔軟に対応していくことが狙いとされています。

策定後2回目の改訂となる今回は、石川県社会福祉協議会・各被災市町社会福祉協議会と連携しながら、令和6年能登半島地震と令和6年奥能登豪雨時の対応について検証し、より実効性のあるマニュアル改訂を目指しました。初動体制の確立から連携、協働のためのネットワーク構築等の内容を盛り込み、本部職員の自由な発想と柔軟性を発揮できるよう、内容について日々検討しました。



【石川県災害対策ボランティア本部運営マニュアル】

業務の遂行に当たって、苦勞したこと、工夫したこと

前述の石川県災害対策ボランティア本部運営マニュアルの改訂において、今回の災害対応の反省を活かした内容とするため、関係各所へのヒアリングや協議を繰り返し行いました。本部運営の流れや当時の状況を詳細に理解していないと、改定案の作りようがないため、把握にととも苦勞しました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

前述の1泊2日の学生災害ボランティア活動を企画・運営が心に残っています。当日は、県内の様々な大学・専門学校等から集まった学生たちが、初対面同士であるにもかかわらず、周囲と協力しながら自ら主体的に行動し、真摯に作業に取り組む姿が見られました。雨が降る中での重労働（側溝の泥

災害ボランティアの派遣等

出し・運搬）はとても大変でしたが、学生一人ひとりが地域の方々のために一生懸命、真摯に活動する様子はとても印象的で頭に焼き付いています。今回、ボランティアに初めて参加する学生が多かったのですが、「今回思い切って参加して本当に良かった」「今後の人生の糧になった」「今後も継続的にボランティアを続けていきたい」といった声も寄せられ、学生の方々にとって良い経験になったことが非常にうれしく、それまでの大変な準備作業が一瞬で報われる思いでした。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

石川県職員や他県からの応援派遣職員と協力して業務を進める中で、各自治体の制度設計や事業運営の工夫、住民との関わり方などについて意見交換する機会が多く、大いに刺激を受けました。特に、限られた人員や、さまざまな制約がある中でも地域の実情に即して柔軟に対応を行う姿勢は、都政においても参考にしていきたいと感じました。今後、事業を検討・立案する機会があれば、他自治体の実践事例や発想を積極的に取り入れ、より多角的で実効性の高い施策が提案できるようになっていきたいです。

また、今回の派遣を通じて全国の応援派遣職員と幅広く交流し、ネットワークを築けたことは非常に大きな財産となりました。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

東京都では、今回の石川県での能登半島地震および奥能登豪雨に対する支援のために、発災直後から数多くの職員が被災地を訪れ、支援・復興業務にあたったと聞いています。今年度においては職員派遣のなかった県や、かなり少人数になった自治体もある中、東京都は依然として多くの職員派遣を実施しています。こういった経験、ノウハウを積んだ職員が多数増えてきていることは、今後災害が高確率で予想されている東京都にとっては大きな強みになると考えています。私は今回の派遣とは別に、発災後2カ月弱の時期に輪島市への避難所運営の派遣も経験しましたので、その際の経験、目にしたことも、有事の際には周囲の職員と協力しながら活かしていきたいです。

石川県

商工労働部経営支援課

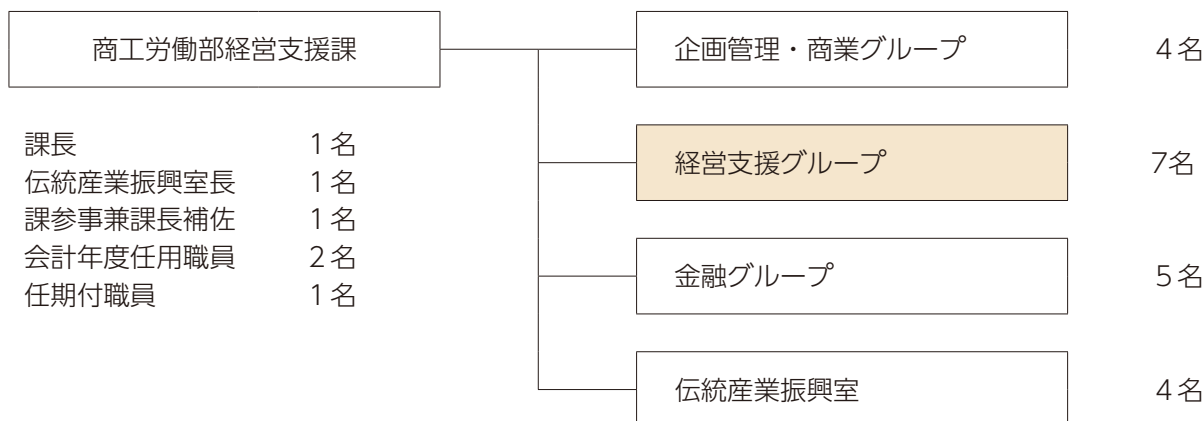
大蔵 勇人

(都市整備局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日)



派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

【組織図（本庁組織）】



他県派遣職員 17名（経営支援グループに所属）

派遣元 青森県・岩手県・栃木県・埼玉県・東京都・神奈川県（2名）・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・島根県・山口県・長崎県・鹿児島県（2名）・沖縄県

【主要な事務事業】

- 1 中小企業の経営支援の企画推進に関すること。
- 2 中小企業の経営診断及び助言に関すること。
- 3 中小企業の再生、事業転換及び承継の支援に関すること。
- 4 中小企業等協同組合、商工組合及びその他商工関係団体に関すること（産業政策課の分掌事務を除く）。
- 5 中小企業の金融に関すること（出納室の分掌事務を除く）。
- 6 貸金業に関すること。
- 7 経営支援に必要な調査研究に関すること。
- 8 商業・流通の振興及び調整に関すること。
- 9 中小企業診断士に関すること。
- 10 鉱業の指導奨励及び振興に関すること。
- 11 伝統産業の振興に関すること（伝統産業振興室の業務）。
- 12 物産の振興に関すること。
- 13 計量検定所、産業展示館、九谷焼技術研修所、九谷焼技術者自立支援工房、伝統産業工芸館及び山中漆器産業技術センターに関すること。
- 14 他の経営支援機関との連絡調整に関すること。

組織名	担当名
企画管理・商業グループ	・計量検定所、産業展示館担当 ・商業・流通振興担当
経営支援グループ	・経営革新担当 ・中小企業等協同組合、商工関係団体担当
金融グループ	・中小企業金融担当 ・貸金業担当 ・高度化資金担当
伝統産業振興室	

【令和6年能登半島地震・奥能登豪雨で被災した事業者の相談窓口等】

- ・金沢事業者支援センター（石川県庁内）

開設日：令和6年3月

内容：「なりわい再建支援補助金」事務局（申請受付、コールセンター、相談予約、審査等）
経営相談
各種補助金や融資制度の活用に関する相談
補助金申請書作成サポート

体制：石川県職員

独立行政法人中小企業基盤整備機構

石川県中小企業団体中央会

石川県よろず支援拠点

石川県内の専門家（行政書士、中小企業診断士等）

「なりわい再建支援補助金」事務局運営業務委託事業者

- ・能登事業者支援センター（のと里山空港内奥能登総合事務所）

開設日：令和6年2月19日

内容：経営相談
各種補助金や融資制度の活用に関する相談
補助金申請書作成サポート
出張個別相談会
事業者訪問

体制：石川県職員

全国の商工会・商工会議所等からの応援員

石川県内の専門家（行政書士、中小企業診断士等）

派遣当初の状況

比較的被害の少なかった金沢以南の事業者からの補助金申請が進んでいる一方で、被害の大きかった奥能登や中能登地域の事業者からの申請は、復旧の進展に伴い今後増えていく見込みの状況であった。

派遣者自身が担当した業務概要

令和6年能登半島地震および令和6年奥能登豪雨の被害を受けた石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等の工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等を補助する「なりわい再建支援補助金」の申請に係る相談対応や申請書類の審査業務等を担当した。

◎職場の状況

- ・派遣職員17名中、1年目12名、2年目5名。年齢層は20～60代。全員が1年単位の派遣期間。
- ・1年目職員は、4月第1週は、県プロパー職員による補助金業務に関する研修等のオリエンテーションを受講した。
- ・第2週以降は、複数職員による相談対応のサブ担当として相談記録の入力や、2年目派遣職員のフォローを受けながら申請書類の二次審査（一次審査は補助金事務局の受託事業者が担当）を行い、段階的に業務を覚えていった。
- ・5月連休前後からは、本格的に相談対応の主担当や書類審査の二次担当として業務を行う。

◎業務内容

1 申請内容の事前相談

石川県では以下の通り、対面またはオンラインで相談会を開催している。被災状況や復旧計画をヒアリングし、申請の可否や必要な支援を案内、書類の確認をする。

【実施場所】

A) 金沢事業者支援センター（石川県庁内）

派遣職員がローテーションで相談対応を行う。

B) 能登事業者支援センター（のと里山空港内）

県プロパー職員及び派遣職員がローテーションで、のと里山空港内の事務所へ出向き、相談会及び申請書の作成サポートを行う。

C) 能登地域の商工会議所等

県プロパー職員及び派遣職員が定期的に能登地域の各商工会・商工会議所へ出向いて、個別相談会を行う（七尾商工会議所を担当）。

なお、能登事業者支援センター及び能登地域の商工会議所等では、能登6市町に事業所を有する中小企業・小規模事業者等を対象にした「チャレンジ支援補助金」等の相談対応も行う。

2 申請書等の審査

- ・書類の形式確認等の一次審査を終えた案件について、内容精査等の二次審査を行う。不備等がある場合は、一次審査担当者を通じて、または内容により直接事業者に補正等を依頼する。
- ・審査了となった案件については、国へ復興事業計画に基づき交付申請を行うための資料準備を行う（約1か月ごと）。
- ・補助事業完了後の実績報告書についても、申請書と同様に二次審査を行う。



【金沢事業者支援センター】



【のと里山空港】



【七尾商工会議所】

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

- ・相談対応に当たっては、相談時間が限られており効率的に相談を進めるため、予約した事業者に関する情報（会社概要や施設の状況等）を相談前に可能な限り調べて対応するようにした。
- ・相談者からの質問内容によっては、その場での判断がつかず明確な回答が難しいものがあり、あとで県プロパー職員に確認した上で回答するようにした。
- ・また、申請書等の審査に当たっては、申請者の被災状況や復旧計画により申請内容が複雑またはボリュームがある案件や、審査に必要な書類に不備が多くあり申請者と補正のやり取りに時間を要する案件などがあり、マニュアル等に則りながら丁寧な審査を心掛けた。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

相談業務の中では、相談に来訪する様々な地域・業種の事業者の方から、被害状況や復旧計画について直接お話を伺う機会を得たことで、外形的に見ただけでは分からない被害の実態がより具体的に捉えられた。また、地域の経済・雇用を支える事業者の復旧の見通しを聞かせていただくなど、復興

第2部 職員派遣 事務系職員（令和6年能登半島地震等）

産業再生等

に向けた前向きな動きも見えて、復旧・復興に向けて被災者に伴走する支援の一翼を担うことができ、やりがいを感じられた。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

- ・派遣職員の執務場所は、業務の都合上、石川県庁内の会議室3か所のほか、のと里山空港内の能登事業者支援センター、各商工会・商工会議所での個別相談会場に分散しており、プロパー職員も含めて全員で顔を合わせる機会がほぼないため、職員や関係者間での連絡・情報共有はチャットにより行っていた（県庁内では、職員間の連絡はチャットやTeams通話機能を利用することが推奨されている）。相談対応や審査業務の過程で生じた疑問や解釈等は、チャットにあげることにより、職員間で共通認識としていた。
- ・派遣職員間の立場がフラットな点や、県プロパー職員の主任級が実務の中核を担っている点も併せて、迅速な意思疎通や業務執行の一つの形として都においても参考にできるのではないかと考えた。

東京都における防災、災害対策等に活用できる経験・感想

石川県での派遣業務を通じて、災害対応として、被災時に生じる業務を想定した事前の情報収集等の準備や訓練と、想定外の状況にも機動的に対応できる組織風土づくりが重要であると感じた。



【能登前寿司（七尾市）】



【ひまわり村（津幡町）】



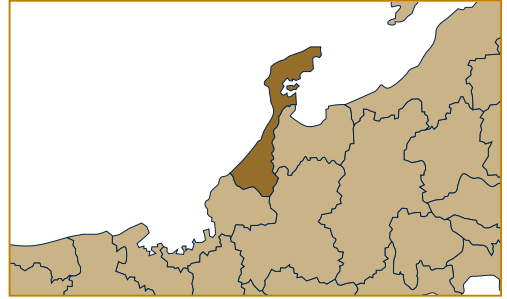
【白山白川郷ホワイトロードより白山（白山市）】

石川県

出納室

吉田 朱美玲

（総務局／派遣期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日）

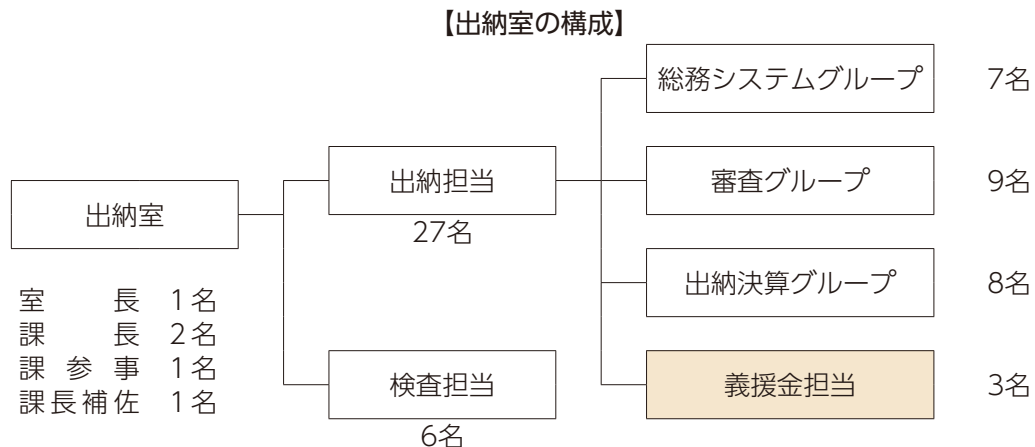


派遣先部署の業務概要（組織の目的・規模・内容等）

石川県庁出納室は、県の財務会計に関する出納業務を担う機関です。

主に現金の管理、支払・収納、決算処理などを通じて、石川県の財政の透明性と効率性を確保し、健全な財政運営を支える役割を果たしています。

石川県庁行政庁舎3階にあり、複数のグループによって構成されています。



【出納室の主要な事務、事業】

1. 出納室内の予算の執行その他庶務に関すること。
2. 県経済に属する現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む)の出納及び保管に関すること。
3. 県の歳入及び歳出の決算(企業会計を除く)に関すること。
4. 有価証券に関すること。
5. 証紙に関すること。
6. 県の指定金融機関等に対する指導連絡及び公金事務の検査に関すること。
7. 国費の会計(他課の分掌事務に関するものを除く)に関すること。
8. 会計管理者等の公印に関すること。
9. 出納員、現金取扱員、物品取扱員及び会計員並びに出納官吏に関すること。
10. 出納事務指導及び会計検査に関すること。
11. 財務会計システムの管理に関すること。
12. 信用保証協会、農業協同組合等、森林組合等及び漁業協同組合等の検査に関すること。

第2部 職員派遣 事務系職員（令和6年能登半島地震等）

義援金関連等

派遣当初の状況

私は令和6年5月1日より石川県庁へ派遣されており、現在は派遣2年目となります。

昨年度の派遣当初は震災の爪痕が色濃く残る状況でしたが、公費解体や復旧工事が徐々に進み、倒壊家屋の跡地が更地となるなど、少しずつ復興に向けた動きが見られるようになりました。

一方で、令和6年9月に発生した豪雨災害の影響により、復旧が進んでいない地域も多く、特に、水路が泥で埋まり排水機能が損なわれたままの場所もあり、復旧作業の遅れが課題となっていました。こうした状況を目の当たりにし、改めて能登地域の地理的条件やアクセスの難しさが、復旧・復興の妨げとなっていることを実感しました。



【珠州市 大谷地区】

派遣者自身が担当した業務概要

義援金に関する一連の業務を担当しました。主な業務内容は以下のとおりです。

- ・ 義援金の窓口受付対応
来庁者への案内や申請書類の確認、義援金の集計、領収証の発行手続き等を行いました。
- ・ 日次の入出金データ処理
Excelを用いた、金融機関の入出金データ管理を行いました。
- ・ 領収証およびお礼状の作成・発送
- ・ 問い合わせ対応
電話・メールでの義援金に関する問い合わせ対応を行いました。
内容は申請方法、領収証の発行状況、使途に関する質問など多岐にわたりました。

業務の遂行に当たって、苦労したこと、工夫したこと

○窓口業務における接遇

都庁ではこれまで窓口業務の経験がなかったため、当初は接遇の基本的な所作や言葉遣いなど、基礎から学ぶ必要がありました。日々の業務を通じて実践的な経験を積み重ねるとともに、県庁職員の皆様の接遇姿勢を積極的に参考にすることで、より適切で丁寧な対応を心がけるよう努めました。

○領収証発行業務の効率化

- ・申請受付からデータ入力までの流れを迅速化

申請書を受理した後、即日中にExcelデータへ反映するルールを新たに設けることで、入力の遅延を防止しました。これにより、申請状況をリアルタイムで把握できるようになり、業務のスピードが向上しました。

- ・Excel関数による進捗管理の自動化

データ管理に関数を活用し、発行状況・発送日等のステータスを自動表示できる管理表を作成しました。これにより、確認作業の手間を削減し、人的ミスの防止につながりました。従来は申請から領収証の発送までに約2カ月を要していましたが、遅くとも申請から2週間以内には発送できるようになりました。

○マニュアルや問い合わせ記録簿の作成

出納室へ異動した際、業務マニュアルが整備されておらず、引継ぎは主に口頭で行われていました。そこで、業務の属人化を防ぐことを目的に、可能な限り作業画面のスクリーンショットを多く盛り込んだマニュアルを作成しました。また、問い合わせ対応に関しても、「問い合わせ記録簿」を作成し、担当内で対応履歴を共有できる体制を整えました。

印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと等）

業務を通じて、寄付者の方々の温かい気持ちに触れる機会が多くありました。窓口では、「頑張ってください」「応援しています」といった声をかけていただくことがあり、義援金の振込票には能登の復興を願うメッセージが添えられていることもありました。こうした言葉や想いに触れるたびに、被災地支援の一端を担っているという実感が湧き、業務へのやりがいを強く感じました。

また、月に数回参加したボランティア活動では、「東京からわざわざ来てくれてありがとう」と感謝の言葉をいただくことが多く、地域の方々との交流を通じて、支援の意義を改めて実感することができました。

今後の都政に活かせること・活かしたいこと

石川県庁への派遣を通じて、異なる組織体制や業務の進め方に触れることで、都庁での働き方を改めて見直す貴重な機会となりました。特に印象的だったのは、石川県庁の職員が現場を訪問し、直接状況を確認したうえで業務を進める姿勢です。現場の声を大切に、肌で感じた課題に向き合う姿から、行政における「現場の視点」の重要性を強く実感しました。

一方、都庁ではテレワークを中心とした効率的な働き方が定着しており、スピード感や生産性の面では優れた点も多くあります。今後は、こうした都庁の強みを活かしつつ、現場重視の姿勢や柔軟な対応力を身につけ、都政に貢献していきたいと思えます。

最後に、温かく迎え入れてくださった石川県の皆様、そして派遣に際してご支援いただいた総務局の皆様にご心より御礼申し上げます。2年間にわたり、大変貴重な経験をさせていただきました。本当にありがとうございました。